

平成 31 年度 第 1 回臨時総会 議事録

開催日時	平成 31 年 4 月 5 日（金） 午後 3 時 00 分～午後 3 時 35 分
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6 階 会議室
出席委員	西野幸一 池澤 誠 西本統洋 高橋政継 廣井千里 中島義幸 大野 哲 久保田彦昭 山崎茂盛 竹内義昭 中山忠明 山本和正 松田 環 上田 博 久保壽美男 川澤一博 矢野 強 以上 17 名
欠席委員	加藤孝幸 中島正根 以上 2 名
事務局	長岡事務局長 岩崎次長 堀内係長 長澤主任 柏井主任 廣末主事 以上 6 名
議 題	議案第 1 号 高知市農業委員会会議規則の一部改正について 議案第 2 号 高知市農業委員会傍聴規程（案）の制定について

開 会	大野哲会長が議長となり、開会を宣す。(午後3時00分)
議事録署名委員	議長が、池澤誠委員、山本和正委員を指名する。
議 事 議 長 岩崎次長	それでは、お手元に配付いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。 「議案第1号 高知市農業委員会会議規則の一部改正について」、「議案第2号 高知市農業委員会傍聴規程(案)の制定について」、事務局より一括して説明願います。 それでは事務局から、第1号議案の「高知市農業委員会会議規則の一部改正について」及び第2号議案「高知市農業委員会傍聴規程(案)の制定について」、いずれも総会の傍聴に関する関連議案ですので、あわせてご説明させていただきます。 最初に、第1号議案「高知市農業委員会会議規則の一部改正について」ご説明します。 今回の改正は、高知市農業委員会会議規則のうち総会の傍聴に関して規定しております第24条、第25条及び第26条の条文の字句の改正と号の追加、そしてこれに関連して条文の追加を行うものです。 お手元の資料の新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。改正案の内容は、まず第24条の見出し中「傍聴人の取締」を「取締人の制限」に改め、同条第2号の次に、第3号として「旗、のぼり類を携帯している者」を、そして第4号として「前3号に掲げる者のほか、総会を妨害し、又は他の人に迷惑を及ぼすと議長が認める者」の2号を加えた案としております。 次の第25条の改正案では、同条見出し中「傍聴人の制限」を「傍聴人の遵守事項」に改め、同条第2号を前条第3号に移したことでこれを削り、第3号を第2号に繰り上げております。そして、同条第2号の次に、第3号として「写真等の撮影及び録音をしないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。」を、第4号として「みだりに傍聴席を離れないこと。」、第5号として「議場における言論に対して、可否を表明しないこと。」、第6号として「示威的な行為をしないこと。」、第7号として「飲食又は喫煙をしないこと。」、第8号として「携帯電話、パーソナルコンピューター等の情報通信機器を使用しないこと。」、そして最後に、第9号として「前各号に掲げるもののほか、総会を妨害し、又は議場の秩序を乱す行為をしないこと。」を加

岩崎次長

えることとしております。

また、次の第 26 条では、同条第 1 項中「この制限」を「前 2 条の規定」に、そしてその後に続く「傍聴席」を「総会」に改めた案としております。

さらに、第 27 条を第 28 条に繰り下げ、第 27 条には見出しとして「規程への委任」を付し、「前 3 条に定めるもののほか、総会の傍聴に関し必要な事項は、会長が規程で定める。」という 1 条を加えた改正案としております。

今回の改正は、総会の傍聴に関して手続き等の運用上の規定を定めるために行うもので、この改正案が可決されましたら告示を行うこととしておりますので、附則には「この規則は、公布の日から施行する。」としております。

それでは続いて、先ほどご説明しました高知市農業委員会会議規則の改正案第 27 条に関連します第 2 号議案の「高知市農業委員会傍聴規程（案）の制定について」ご説明させていただきます。

お手元の資料の「高知市農業委員会傍聴規程（案）」をご覧ください。

この規程案制定の趣旨は、先ほどご説明しましたように高知市農業委員会会議規則改正案の第 27 条の規定に基づき、高知市農業委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものです。「傍聴の手続等」について定めております第 2 条では、傍聴人の定員を原則先着順とする 6 人としたうえで、第 2 項として総会を傍聴しようとする者に対しての手続きについて規定し、「総会を傍聴しようとする者は、総会当日に、農業委員会事務局にて開催予定時刻の 30 分前までに別記様式の傍聴人受付簿へ記入し、議長の許可を得なければならない。」こととしております。この「傍聴人受付簿」につきましては、次の頁に別記様式として付けておりますが、傍聴しようとする者には、この受付簿の氏名、住所欄に記入していただくことになります。これを総会の議長が開会前に会議規則に定める「傍聴人の制限」などに該当しないかを確認して、問題がない場合には署名又は押印をすることとしております。

受付時間を開催予定時刻の 30 分前までとした理由につきましては、先ほどご説明しました傍聴人の受付や審査のほかに、会場へご案内する時間や、総会が行われる会場によっては場所が狭く傍聴席を取りづらい所もありますので、傍聴席を準備する時間にも配慮した時間として考えたものであります。

続いて第 3 条では、「傍聴席の配置等」について定めております。次の第 4 条では「関係者の指示」について定め、「傍聴人は、総会の傍聴に当たっては、議長及び農

岩崎次長	業委員会事務局の職員の指示に従わなければならない。」としております。 最後に「その他」として、第5条に「この規程に定めるもののほか、総会の傍聴に関し必要な事項は、会長が総会に諮って定める。」としております。 なお、お手元の資料のうち、右上に「参考資料」と書いた「各市の傍聴規程等」の資料をご覧くださいませうでしょうか。他市の農業委員会では、「会議の公開」について定める農業委員会等に関する法律第32条の規定に基づいて傍聴規程を定めており、本市農業委員会のように農業委員会の新体制への移行にあわせて会議規則の改正を行い、この規則に基づいて傍聴規程を別に定めている市もあります。いずれも法令や規則を根拠とする規程としており、会議の公開とともに、議長が総会の議事を円滑かつ公正な運営を行うための規定となっております。 以上で、事務局から説明を終わります。
長岡事務局長	補足ですが、今回の傍聴規程に関しましては、基本的に総会ということになりますので、定期総会、臨時総会、農地総会が対象となります。現在のところ農地転用等で皆さんに出席していただいている事前審査会は該当しないということになっております。内容的には、次長が説明したように、他市の事例等を見ながら必要な項目をピックアップして「高知市としてはこれがよろしいだろう」というものを作らせていただいて、今回の傍聴規程で今後問題が出てきた場合は規程の見直しをしていこうと考えております。
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
西本委員	議案第1号の高知市農業委員会会議規則（改正案全文）の8条に、「委員は、事故のため総会を欠席、遅刻又は早退するときは、当日の閉会時刻までに会長に届けなければならない」とありますが、農地総会は会長ではない人が議長をやっており、議長は「事前審査会の委員長のうちから会長が指名する者とする」や、「開会、休憩、延会又は閉会は議長が宣言する」とあるので、議長が適当ではないかと思いますが、どうでしょうか。
岩崎次長	議案第1号に高知市農業委員会会議規則（改正案全文）というものがありますが、

岩崎次長	西本委員から指摘があった所は第 10 条になります。読み上げますが、「定期総会及び臨時総会の議長は会長とし、農地総会の議長は別に定める事前審査会の委員長のうちから会長が指名する者とする」と定められておりますので、現在の総会の運営は、この条文に基づいて運営をしております。定期総会と臨時総会は会長が議長をするという定めになっており、この後に行う農地総会は事前審査会の委員長の中から会長が指名した者が議長を務めるという形で運営しております。
西本委員	物理的に考えてみると会長が欠席の場合は他の方がやることもあり、会の進行や成立はその時の議長が宣言しておりますので、そういったことも考えて会長と書いてある所を議長とした方がいいと思います。「会長が指名した者」としてもよろしいとは思いますが、私はしっくりきません。
議長	会議規則に書いてあるとおり、定期総会と臨時総会の議長は会長である私が務めるというように定められておりますので、進行させていただいております。
廣井委員	今回の指摘は、会議規則を変えないといけないということでしょうか。
西本委員	私の意見は物理的に分かりやすいから規則について検討していただけたら、というもので他意はありません。
岩崎次長	会議規則では、すべての総会において会長が招集しており、皆さんへの案内も会長名で届いていると思います。総会の進行となると議長となりますが、それについては先程説明をしたとおりでございます。招集をしているのは会長ですので、都合が悪くて会に出席できない場合の連絡は会長にすることとなっております。その部分と総会の進行は別のものとして分けて整理をして会議規則を定めております。
西本委員	分かりました。
議長	他にご意見、ご質問はございませんか。

委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件につきましては、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件は、議案どおり承認することといたします。 続きまして、報告事項に移ります。 高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について、事務局より報告願います。
堀内係長	— 農業経営改善計画の認定について 報告 — — 青年等就農計画の認定について 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、次に移ります。 続きまして、平成 31 年度一般会計当初予算「農業委員会費」について、事務局より報告願います。
岩崎次長	— 平成 31 年度一般会計当初予算「農業委員会費」について 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、その他に移ります。 — 都市計画審議会における生産緑地制度に関する審議内容について 報告 —

議 長	報告は以上ですが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
西野委員	これは農林水産課ではなく農協が対象者への説明をやりますか。
議 長	この件に関しては、農協も興味を持っていただいているということで、アンケート等にもご協力していただきましたし、今後、後継者問題等にも関わってくるところです。できれば農協と一緒に動いていただければ周知も広がるのではないかと思います。できれば農協に声をかけて、やってもらった方がよいのではと思うところです。
西野委員	分かりました。
議 長	他にご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
閉 会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後3時35分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 5 月 8 日

議 長 大野 哲

議事録署名委員 池澤 誠

議事録署名委員 山本和正

議事録作成者 廣 末 翔 太